

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手繰第三種漁業に該当する貝けた網漁業（規則第15条第2項の規定に基づく短期許可であって水流噴射式けた網を使用する漁業に限る。）につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（1）漁業種類

貝けた網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

80隻

（3）船舶総トン数

5トン未満であって許可証に記載された総トン数

（4）推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

（5）操業区域

次のあ、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点あ 豊橋市御津2区南西端基標No.151-2

基点い 豊橋市神野新田町二十間川右岸堤防上基標No.156

基点え 豊橋市神野新田町北西角基標No.155

（ア）あから261度38分757メートルの点

（イ）いから246度45分2,110メートルの点

（ウ）いから227度21分1,323メートルの点

（エ）いから239度32分1,129メートルの点

（オ）いから180度23分568メートルの点

（カ）いから215度19分698メートルの点

（キ）いから269度12分400メートルの点

（ク）えから270度0分650メートルの点

（ケ）豊橋市新西浜町南西端から東側海岸線500メートルの点

（6）漁業時期

令和8年9月16日（水）から令和8年11月16日（月）まで

（7）漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者とする。

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者。

イ 第1種共同漁業権第84号の行使資格を有する者。

ウ 規則第45条に規定する許可を受ける者の従事者。

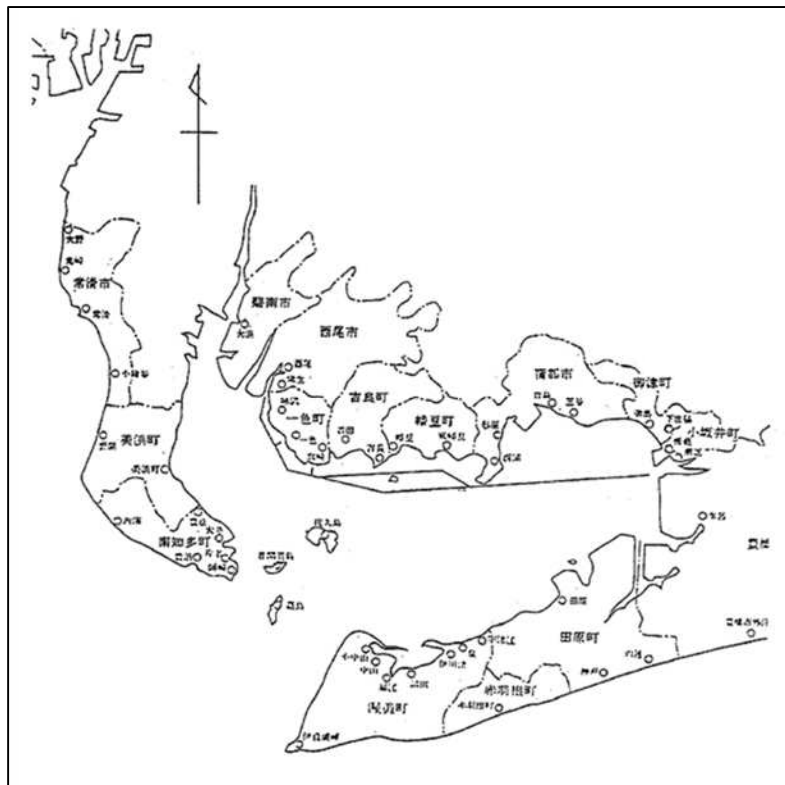
2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年9月9日（水）午前8時45分から令和8年9月11日（金）午後5時30分まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
- ア 水流噴射に使用するポンプの動力は53キロワット以下でなければならない。
 - イ 水流噴射に使用するポンプの吐出口径は、6.35センチメートル以下でなければならない。
 - ウ 水流噴射に使用する漁具は、けた幅150センチメートル以下のもの1基でなければならない。
 - エ 水流噴射に使用するけたは、操業区域、定けい港及び別図に示す航行区域以外の海域において船舶に搭載してはならない。
 - オ 網目は15センチメートルにつき28節以下（もじ網にあつては、50センチメートルにつき105経以下）でなければならない。
 - カ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。
- (2) 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号。）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、1（4）中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。
- (3) 漁船に搭載されている水流噴射に使用するポンプの動力の出力（キロワット）は、当該動力の呼称出力（PS）又は計画出力（PS）に0.7355を乗じて得た値とする。

(別図)



令和8年9月8日

愛知県知事 大村秀章